

桂川フェスティバル出店要項

(1) 趣旨

この要項は、桂川フェスティバルへの出店に際し、出店者が守るべき事項、その他の必要な事項について定めるものとする。

(2) 目的

第5回桂川フェスティバルは「川でつなげる想い・感動・未来」をコンセプトとしております。人と人とを繋ぐ出会いや絆を大切に、桂川フェスティバルに積極的に参加することによって、『一般社団法人まちづくりプラットフォーム鄙の会』を主体に、桂川の流域である上野原市民及び相模原市民・大月市民相互の交流や多世代の交流を図る場所を創ることを目的としています。また出店者は、出店を通して消費者ニーズをとらえ、サービス精神と想像力を活性化させ、商工業の振興を図る事を目的としております。

(3) 出店日時等 **※変更となる場合がございます。最終決定版は出店者説明会にて配布致します。**

1. 出店日時

令和2年5月16日(土) 16:00~20:00 小雨決行 プレミアムブースのみ
令和2年5月17日(日) 9:00~17:00 小雨決行

2. 出店場所

桂川新田地区近隣公園(上野原市桂川河川敷)

3. 開催時間

令和2年5月16日(土) 16:00~20:00 小雨決行
令和2年5月17日(日) 9:00~17:00 小雨決行

4. 物品搬入時間(車両を使用する場合)

令和2年5月17日(日) **6:30~7:45 厳守でお願い致します!**

5. 物品搬出時間(車両を使用する場合)

令和2年5月17日(日) **16:30以降 厳守でお願い致します!**

※車両を使用せず、手運びの場合は搬入・搬出時間の制限はありません。

(4) 出店基準等

1. 出店料について

- ① ステージ周辺エリアでの出店は、出店内容に関わらず**1区画につき20,000円** **※酒類の販売可**(テント・机(2台)・椅子(4脚)の備品貸出し、前夜祭出店を含みます。)
- ② ①以外のエリアでの飲食関係・食品物販(生鮮品・加工食品等)・サービス関連(マッサージや美容関連)の出店は、**1区画につき5,000円**
※酒類の販売制限はありませんが、必ず出品項目への記入が必要となります

- ③ ①以外のエリアの非食品物販(雑貨等)の出店は、1区画1,000円
- ④ 上野原市内および近隣地域の社会福祉・医療関係・ボランティア団体、その他の啓発活動関連のブース出店は**無料**。(対象店舗については実行委員会にて審査・決定致します。)

※火気を使用する出店者は、必ず8:30までに消防署の立会検査を受けられるように準備をしてください。(厳守)
※酒類を販売する出店者は、未成年者への販売を絶対に行わないよう、対策の徹底をお願い致します。

2. テント・机・椅子等について

②③④の出店者は、テント・机・椅子等は各自用意し、設営および撤収していただきます。

※本年度は備品の貸出しはございません。

①貸し出した備品については、出店者が責任を持って管理してください。

また、片付け等のご協力をお願い致します。

また、備品の破損や紛失等については、誓約書に記載のとおりです。

3. 区画について

1出店1区画とし、区画面積は3m×3m以内としますが、申し出により2区画までは出店可能とします。

4. 電気・ガス設備について

電気・ガス設備を使用する場合は、各出店者で用意・設営及び撤去してください。

5. 出店者説明会について

出店希望者を対象とした出店者説明会を下記日程で行います。

出店責任者は、**下記日程のいずれかに必ずご出席ください。**

(出店責任者が出席できない場合は、代理の方でも可能です。)

第1回 令和2年4月11日(出)10:30～ 島田コミュニティーセンターにて

6. 物販の制限について

著しく射幸心を煽る類の遊戯等の出店は禁止です。

(桂川フェスティバル実行委員会の判断に従っていただきます。)

7. フリーマーケットエリアについて

メイン会場のフリーマーケットエリア(無料)については、**電気・ガス設備などの火気器具の使用や、飲食関係・食品物販は一切禁止**です。

(例:ハンドメイド品の販売・不要品の販売 等)

桂川フェスティバル実行委員会では一切管理致しませんので、ご自由に使用していただいて構いません。区画等もありませんので譲り合って使用してください。

ただし、桂川フェスティバル実行委員会では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

出店者説明会への出席は、任意でお願い致します。

8. ブース場所の配置について

出店者のブース場所につきましては、こちらで検討して配置をさせていただきます。

(5) 暴力団等排除について

下記の項目に一つでも該当するものがある場合、申し込み及び出店ができないものとします。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員であるもの
2. 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するもの
3. 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員であるもの
4. 暴力団員をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの
5. 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
6. その他、反社会的勢力と認められるもの

(6) 火気を使用する場合について

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には、初期消火が極めて重要であることから、**液体燃料、固形燃料、気体燃料で火気を使う器具(石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等)、電気を熱源とする器具(器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの、赤熱部分が露出しているもの)**を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することが義務付けられました。よって、**対象となる火気器具等を使用する出店者は、必ず消火器を設置してください。**

※桂川フェスティバル当日に消火器の確認ができない場合は、出店できませんのでご注意ください。

※消火器とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に定める消火器とし、水バケツ、エアゾール式簡易消火器及び住宅用消火器は該当しません。なお使用する消火器は、設計標準使用期限内で法令に従って点検された良好なものを使用してください。

※詳細については別資料〔**火気器具を取り扱われる皆様へ**〕でご確認のうえ、〔**ブース内配置図**〕に必要事項を記入し、〔**出店申込兼誓約書**〕と併せて提出してください。

(7) 飲食物の取り扱いについて

1. 飲食物を販売する場合、取り扱う食品は原則、簡単に調理でき、加熱・殺菌工程がある食品に限定され、極力販売する直前に加熱してください。おにぎりや刺身等、手指に直接ふれたり、直前の加熱がないものの取り扱いは避けてください。また、色々な食品を扱うことは避け、桂川フェスティバル当日に調理・消費できるものにしてください。
2. 食材に関して、保健所及び食品衛生法関係法令に則って管理してください。
3. 食中毒の予防やPL保険(生産物賠償責任保険)への加入等の対策や食中毒発生時の対処等は出店者の責任で行ってください。
4. 保健所への届出は桂川フェスティバル実行委員会が取りまとめて行います。

※詳細については別資料〔**保健所資料**〕でご確認のうえ、〔**提供食品の概要**〕に必要事項を記入し、〔**出店申込兼誓約書**〕と併せて提出してください。

(8) その他

1. 出店希望者は、**令和2年3月31日(土)午後5時**までに必要書類を下記宛E-Mailまたは、FAXで送信してください。締め切り後は一切受け付けません。
2. 出店申込書の内容と出店の実態が異なるものとし、異なる内容の出店をした場合には、判明した時点から出店できなくなりますのでご注意ください。(※この場合、出店料の返金はできません。)
3. 出店者説明会にて詳細の補足説明、出店者証・駐車券の配布等を致します。**この説明会に出店責任者が出席できない場合は、原則として出店できません。**(※出店責任者が参加できない場合は代理人でも可能です。)

4. 出店場所については、出店者説明会時に厳選なる抽選により決定させていただきます。よって、申し込み先着順ではございません。
5. **出店料・備品貸し出し料は、出店者説明会時にお支払ください。(釣銭が出ない様、ご協力をお願い致します。)**
6. 出店中、搬入・搬出時の事故等は当事者の責任とし、桂川フェスティバル実行委員会は一切の責任を負いかねます。
7. 出店者は、桂川フェスティバル実行委員会から提出を求められた書類について提出期限を厳守してください。
8. 出店キャンセルの連絡があった場合には、出店料等の返金をいたします。ただし**令和2年4月10日(金)午後5時**以降の出店キャンセルについては、返金できませんのでご注意ください。
9. 申し込み後の内容変更等についても、**令和2年4月10日(金)午後5時**以降は一切できません。
10. 雨天時や、新型インフルエンザ等の流行型感染症の蔓延、自然災害、テロ行為等による事故や犯罪等で桂川フェスティバルの開催を中止した場合は、**出店料の返金のみ行い、仕入れ費用等の補償は致しません。**
11. 会場は地域の方々が使用する公園です。会場を汚さないよう環境美化を心がけ、出店終了後は清掃をお願いいたします。特に油を使用する際は、予めシートを敷くなどして細心の注意を払ってください。また、汚した場合には責任を持って清掃してください。
12. 会場内の往来確保のため、桂川フェスティバル実行委員会が認めたもの以外は、「寄付、署名、勧誘行為」を禁止します。
13. ご提供いただいた個人情報については、桂川フェスティバルの開催以外の目的では一切使用いたしません。なお、桂川フェスティバル開催後、不要となった個人情報につきましては、速やかに且つ適正に削除・廃棄致します。

【出店に関するお問い合わせ・申込書送信先】

Tel:090-3694-2314(桂川フェスティバル実行委員長:坂本)

Fax:0554-63-5536

E-Mail:katurariver@gmail.com



桂川フェスティバル公式ホームページ



Facebookページ